

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会

- 宮崎県における「浄化槽設置者講習会」の取組状況について -

平成 18 年 1 月 19 日

宮崎県環境森林部環境管理課

1 制度創設の経緯

(1) 浄化槽維持管理の現状

(平成 16 年度)

	届出数 (累計) 基	7 条受検率 %	11 条受検率 %
単独浄化槽	92,598		2.5
合併処理浄化槽	43,615	100	28.8
計	136,213	100	9.8

(2) 関係機関による「浄化槽適正管理推進協議会」の設置及び取組み

ア 設置

平成 8 年 7 月 浄化槽協会、法定検査機関、管工事組合、市町村代表、保健所代表、県（環境及び建築部門）による協議会を設置

イ 取組み

- ・平成 10 年から 7 条検査率向上のための検査料前納制度導入
- ・17 年度から 11 条検査率向上のため、清掃、保守点検、法定検査を一括して契約するシステム及び 11 検査への BOD 検査導入を検討中

(3) 設置者講習会による県民啓発

ア 平成 11 年度から各保健所年 1 回の講習会

対象者：前年 7 月から当年 6 月までに届出をした設置者に市町村から案内

実績：8カ所各 1 回（11 月）開催、受講者：500～700 人（対象者の約 15%）

イ 平成 16 年度から浄化槽指導要領により設置予定者全員を対象とした講習会

実績：県内 12カ所で延べ年 164 回開催、受講者：3,814 人

ウ 平成 17 年 10 月から条例に規定

2 制度の内容

(1) 「宮崎県民の住みよい環境の保全等に関する条例」（平成 17 年 3 月 29 日公布、10 月 1 日施行）により、浄化槽を設置する者に県又は県が指定する講習会の受講を義務付け（条例施行までは浄化槽指導要領により開催）

(2) 受講の確認

設置届出書に「講習会受講済証」を添付させ、保健所で受講を確認

(3) 実施者

- ・「宮崎県浄化槽協会」へ県から委託し、協会の会員が講師を務める。
- ・講師の資格：県が実施する講師研修会を受講した者（ 69名）

(4) 方法

別添「設置者講習会」により、講習会での講師発言、講習内容をマニュアル化

3 効果

- (1)パンフレットやテレビCMによる啓発に比べ設置者に直接研修できることから、より高い効果が見込める。
- (2)講習会での質疑応答等を通じて、設置者は浄化槽の機能・維持管理について、より理解度を深めることができ、また、浄化槽協会会員にとっても県民のニーズを把握できる。
- (3) 11条検査受検率アップのための一括契約導入に向けて、県民の理解を得やすい。
- (4)浄化槽協会が県の委託を受け、設置者講習会や研究集会等の行政と連携した公益事業を行ってきた結果、業界の意識の向上や会員の結束力の強化が図られ、今後導入を検討している一括契約についても理解が得られるようになった。